

A. 入国空港にて (在留カードの受領)

日本へ新たに入国し、3ヵ月を超えて滞在する予定の外国人居住者には、在留カードが発行されます。このカードは、新千歳、成田、羽田、中部、関西、広島および福岡空港に到着する場合は、原則、入国審査時に交付されます。その他の空港や港より入国する場合は、住民登録後に、登録された住所に郵送されます。在留資格が「短期滞在」の場合や、「留学」の在留資格であっても在留期間が3ヵ月または3ヵ月未満の場合は、発行されません。在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、日本の住居地*、在留資格、在留期間、就労の可否などの記載があり、**常時携帯が義務**付けられています。**有効期限は、在留期間の満了日と同じ**です。

なお、在留カードは、新規入国の他では、在留期間の更新許可を受けたときや在留資格の変更許可を受けたとき（参照 P.17）に、新たにカードが発行されます。

以下の行為は法律で禁じられています。違反した場合は罰金、懲役、在留資格の取り消し（P.15 参照）、国外退去強制等の処分の対象となる可能性があります。

- ・カードの受領・携帯・提示義務違反
- ・カードの偽造や変更を加えたりすること
- ・カードの貸し借り、譲渡、売買

* 新規渡日者の場合、空港の入国手続きの際に発行される在留カードには、通常、住所は記載されていません。区役所・市役所での住民登録時に住所が在留カードの裏面に記入されます（P.5&7 参照）。

在留カードの画像

表面



裏面



在留カードを受け取ったら

自分の在留資格の種類と在留期間を確認してください。京都大学で留学生として研究・学習するための在留資格は、原則として「留学」です。「留学」での在留期間は、4年3ヵ月を超えない範囲で、法務大臣が個々に指定する期間となります。

在留資格情報 (在留カード画像) の大学への届出

本学では、出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づき、外国人留学生の受入れの開始及び終了、その他の受入れの状況に関して、文部科学省および出入国在留管理庁へ定期的に報告します。

「留学」の在留資格により本学に在籍するすべての外国人留学生は、以下の時に在留資格に関する情報および在留カード (表裏) の画像を「京都大学国際教育交流管理システム (KUIESM)」を通じて大学へ提出してください。

- 入学時
- 在留期間の更新許可を受け、新しい在留カードを取得した際 (在留期間の更新→参照 P.17)
- 在留資格の変更許可を受け、新しい在留カードを取得した際 (在留資格の変更→参照 P.17)
- 資格外活動 (アルバイト) 許可を受けたとき (資格外活動 (アルバイト) 許可→参照 P.23)
- 住所変更し、役所で在留カードに新住所が記載されたとき (住民登録「居住地の届出」→参照 P.7)

